



あなたが選ぶ大垣市の昆虫を募集!

市は、市制100周年を記念して、平成20年10月に制定した市の魚ハリヨに加え、環境保全のシンボルとして、市の昆虫を新たに制定することになりました。市のシンボルとしてふさわしい昆虫をご提案ください。
詳しくは、環境衛生課 (☎47-8563) へ。

- ◆応募資格 / 市内在住・在勤・在学の人
- ◆応募期間 / 6月1日(金)～6月30日(土) (必着)
- ◆応募方法 / ①市役所1階ロビー、環境衛生課、各地域事務所などで配布の応募用紙に必要事項(昆虫の名前と選定理由、住所、氏名、性別、年齢など)を明記し、配布場所に設置の応募ポストまたは同課(〒503-8601丸の内2-29、FAX81-3347)へ ②市HPの「申込み・アンケート」から応募 ※応募は1人につき1通まで
- ◆発表 / 平成30年10月6日に開催の市制100周年記念式典において発表予定



市民税・県民税 納税通知書を送付

平成30年度市民税・県民税税額決定納税通知書を、6月7日(予定)に発送します。内容をご確認のうえ、納期限までに納めてください。

今回送付する納税通知書は、普通徴収(自分で納付する)分と公的年金からの特別徴収(年金からの引き落とし)分です。

なお、給与からの特別徴収(給与からの引き落とし)分については、勤務先へ送付しましたので「平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を勤務先から受け取ってください。



詳しくは、課税課市民税グループ (☎47-8179) へ。

市心身障害者医療費助成

医療費受給者証の更新

身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人を対象とした市心身障害者医療費助成制度の受給者証が、新しくなります。7月1日以降に医療機関で受診するときは、必ず新しい受給者証を窓口で見せてください。

対象者(下表)には、新しい受給者証を6月20日ごろに郵送します。なお、対象者には、受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で必ず返信してください。

窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。また、現在お持ちの受給者証は、7月以降は使えません。氏名や住所などの個人情報がかからないように細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ (☎47-8140) へ。



助成制度名	対象者
市心身障害者医療費助成	身体障害者手帳4級、療育手帳B2をお持ちの人で、本人および同一世帯の配偶者、扶養義務者が市民税非課税の人

大垣公園は 一時使用できません

規制期間

6/2(土) 午前8時 ~ 6/3(日) 午後11時



市制100周年記念事業「チャレンジおおがき～ギネス世界記録に挑戦!～」の開催にあたり、会場の設営から撤去までを行うため、6月2日(土)の午前8時から3日(日)の午後11時まで大垣公園は、ご使用いただけません。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

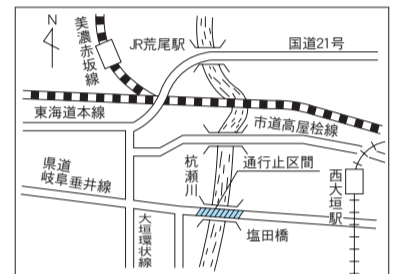
詳しくは、大垣市制100周年記念事業実行委員会事務局 (☎47-8547) へ。

塩田橋一時通行止めの 日程を変更します

規制期間

6/23(土) 午後11時30分 ~ 6/24(日) 午前1時30分

本紙5月15日号でお知らせした、県道岐阜垂井線の杭瀬川にかかる塩田橋(久瀬川町～静里町)の一時通行止めの日程が、6月23日(土)の午後11時30分から24日(日)の午前1時30分までに変更となりました。



水害防止用の鉄製陸閘の作動点検を行いますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。詳しくは、管理課 (☎47-8616) へ。

ごみの屋外焼却は禁止されています

家庭で、ごみを屋外焼却することは法律で禁止されています。屋外焼却は、ばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンの発生にもつながり、周囲にも大変迷惑です。

各家庭ではごみを燃やさず、分別を徹底し、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

詳しくは、環境衛生課 (☎47-8563) へ。



いずれか選択を

国民健康保険料の納付方法

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯(口座振替利用者を含む)

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

◆口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、窓口サービス課、各地域事務所、各市民サービスセンターで手続きをしてください。

- 【持ち物】①振替口座の預金通帳、②通帳の届け印、③被保険者証、④納付書

年金引き落とし 口座振替

《問合せ》 窓口サービス課国民健康保険グループ (☎47-8132)